

通常の営業日及び営業時間

○営業日及び営業時間

	営業時間（開店時間+特定販売のみを行う時間）		開店時間（実店舗が開局・開店している時間）		
			<input type="checkbox"/> 営業時間と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 営業時間と異なる →営業時間と異なる場合は下表に記載		
月曜日	9:00 ~ 17:00	8時間	同左	時間	
火曜日	9:00 ~ 17:00	8時間	同左	時間	
水曜日	9:00 ~ 17:00	8時間	9:00 ~ 12:00	3時間	
木曜日	9:00 ~ 17:00	8時間	同左	時間	
金曜日	9:00 ~ 17:00	8時間	同左	時間	
土曜日	9:00 ~ 12:00	3時間	同左	時間	
日曜日	: ~ :	時間	:	時間	
備考	(医薬品以外を販売する時間がある場合は記載すること。)			営業時間=開店時間であれば「同左」、異なる場合は、その営業時間を記載。	

	特定販売を行う時間		特定販売のみを行う時間		
	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有→下表に記載		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有→下表に記載		
月曜日	9:00 ~ 17:00	8時間	: ~ :	時間	
火曜日	9:00 ~ 17:00	8時間	: ~ :	時間	
水曜日	9:00 ~ 17:00	8時間	12:00 ~ 17:00	5時間	
木曜日	9:00 ~ 17:00	8時間	: ~ :	時間	
金曜日	9:00 ~ 17:00	8時間	~ :	時間	
土曜日	9:00 ~ 12:00	3時間	~ :	時間	
日曜日	: ~ :	時間	~ :	時間	
備考				特定販売を行う場合時間を記載 ※必ず営業時間内に行うこと。	

※□については該当するものにレ点をつけること。

※一般用医薬品の特定販売を行う場合は、開店時間の一週間の総和が 30 時間以上であり、そのうち深夜（午後 10 時～午前 5 時）以外の開店時間の一週間の総和が 15 時間以上であることを目安とすること。

○1週間の総時間数

営業時間の1週間の総和	43時間
開店時間の1週間の総和	38時間
要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和	38時間
第1類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和	38時間
一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和	38時間

※営業時間及び開店時間の1週間の総和は、上の営業日及び営業時間の表における月曜から日曜までの時間の総和を記載すること。

- ・要指導医薬品は対面販売のため開店時間外の販売は不可
- ・第1類医薬品は薬剤師が従事する時間に販売

(注) この様式により難しいときは、この